

静岡県マーチングコンテスト実施規定

平成13年4月28日制定
平成14年9月30日改訂
平成16年3月15日改訂
平成19年7月9日改訂
平成25年6月15日改訂
平成28年3月22日改訂
令和4年6月16日改訂

第1章 総則

第1条【大会名称】この大会は「静岡県マーチングコンテスト」という。

第2条【東海マーチングコンテスト予選】静岡県マーチングコンテスト（以下、県大会とする）は東海マーチングコンテスト（以下東海大会とする）の予選を兼ねて実施する。

第3条【実施日程】県大会は、原則として毎年9月又は10月に実施する。

第4条【実施日時および会場の決定】県大会の実施日時及び会場は、毎年3月末日までに静岡県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会とする）において決定する。

第2章 実施区分および参加資格、失格

第5条【実施区分】県大会は、「パレードコンテストの部（規定演技部門及びニューカマー部門）」と「フリースタイルの部」の二部制で実施する。

第6条【参加資格】

1 参加資格は、静岡県吹奏楽連盟（以下県吹連とする）に登録された団体で次のとおりとする。

① 中学校

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。

② 高等学校

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内の小学校児童及び中学校生徒の参加は認める。

③ 大学

構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生とする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童及び中学校生徒、高等学校生徒の参加は認める。

また、短期大学及び高等専門学校は大学と同等の扱いとする。

④ 職場

同一経営の会社・工場・事業所・官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などにおいて、経営者又は組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。

⑤ 一般

構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは認めない。

なお、県吹連に加盟する中学校および高等学校の生徒は、所属する学校が県大会に出場する、しないにかかわらず、一般団体のメンバーとして出場することは認めない。

また、一つの団体がパレードコンテストの部とフリースタイルの部の両方に参加することは認める。

3 ニューカマー部門については静岡県吹奏楽連盟に加盟している同一部門団体の参加を認める。

第7条【失格】次の各号に該当する参加団体は失格とし、審査の対象としない。また、後日その事実が判明した場合には賞、代表権等を剥奪するものとする。

- 1 第6条に違反し、出場メンバーに不正があるとき。
- 2 第12条、第19条、第26条に違反し、出演時間を超過したとき。
- 3 パレードコンテストの部において、第10条又は第17条で禁止されている手具や楽器を使用したとき。
- 4 パレードコンテストの部において、第10条の第2項または第17条の第2項で指定されているメイジャーバトン所持するドラムメイジャーを置かなかったとき。

第3章 パレードコンテストの部

(ニューカマー部門)

第8条【参加資格】この部門はパレードコンテストの部の導入段階として東海吹奏楽連盟が独自に設定しているものであり、東海大会への出場は連続2回までとする。

第9条【参加人数】参加人数はドラムメイジャーを含め、81人以下とする。

第10条【編成等】

- 1 編成は、木管・金管・打楽器とする。エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハーブ、ピット楽器の使用は認めない。手具・大道具も使用を認めない。
- 2 メイジャーバトン所持したドラムメイジャーを1人置くものとする。

第11条【出演時間】出演時間は5分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。(赤旗で開始と終了を合図する。)

第12条【演奏曲目】演奏曲は、日本国内で演奏が認められたものであれば自由とする。

第13条【規定課題】

- 1 出演者は全員規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに東海吹奏楽連盟で決定し、発表する。(すべての規定課題について白旗で開始の合図をする。終了の合図は必要ない。)
- 2 規定課題については課題毎に規定審判員が判定を行い、違反の団体は減点する。
- 3 身体的な事情により規定課題を行えない場合は、事前に届け出て許可を受ける。

第14条【服装】服装は自由とする。

(規定演技部門)

第15条【参加人数】参加人数はドラムメイジャーを含め、81人以下とする。

第16条【編成等】

- 1 編成は、木管・金管・打楽器とする。エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハーブ、ピット楽器の使用は認めない。手具・大道具も使用を認めない。
- 2 メイジャーバトン所持したドラムメイジャーを1人置くものとする。

第17条【出演時間】出演時間は6分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。(赤旗で開始と終了を合図する。)

第18条【演奏曲目】演奏曲は、日本国内で演奏が認められたものであれば自由とする。

第19条【規定課題】

- 1 出演者は全員規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟が示した内容に準ずる。(すべての規定課題について白旗で開始の合図をする。終了の合図は必要ない。)
- 2 規定課題については課題毎に規定審判員が判定を行い、違反の団体は減点する。

3 身体的な事情により規定課題を行えない場合は、事前に届け出て許可を受ける。

第20条【服装】服装は自由とする。

第4章 フリースタイルの部

第21条【参加人数】参加人数は自由とする。

第22条【編成等】

1 編成は、静岡県吹奏楽コンクール実施規定に準じるものとする。（木管楽器・金管楽器・打楽器とする。）手具・大道具・ピット楽器の使用は自由とする。

2 ドラムメイジャーや独立した指揮者をおくことができる。

第23条【出演時間】出演時間は8分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。（赤旗で開始と終了を合図する。）

第24条【演奏曲目】演奏曲は、日本国内で演奏が認められたものであれば自由とする。

第25条【演技方法】演技方法は自由とする。

第26条【服装】服装は自由とする。

第5章 出演順・審査・表彰

第27条【出演順】出演順序および部門順序は静岡県マーチング委員会において、その都度決定する。

第28条【審査員・規定審判員】

1 審査員の数は原則として5名とする。また、パレードコンテストの部における規定課題を判定する規定審判員を1名以上置くものとする。

2 審査員および規定審判員は静岡県マーチング委員会において決定する。

第29条【審査方法】審査方法は静岡県マーチング委員会の定める「静岡県マーチングコンテスト審査内規」による。

第30条【減点】減点の基準については、静岡県マーチング委員会の定める「静岡県マーチングコンテスト審査内規」による。

第6章 県代表団体の決定

第31条【シード】前年度全日本マーチングコンテストに出場した団体は、県大会に出場することを条件としてシード団体として東海大会へ出場することができる。

第32条【代表団体数】東海大会への出場団体数は以下のとおりとする。

1 パレードコンテストの部ニューカマー部門については、中学校、高校からそれぞれ2団体までとする。

2 パレードコンテストの部規定演技部門については、第34条のシード団体の他にその年度ごとに東海吹奏楽連盟が定めた団体数とする。

3 フリースタイルの部については、東海大会では実施しないため、本委員会から推薦しない。

4 ニューカマー部門の合同編成については、上位大会への推薦は行わない。

第33条【代表団体の決定】東海大会への出場団体は、第31条のシード団体を除き、第29条に示されている「静岡県マーチングコンテスト審査内規」に基づいて決定される。

第7章 その他

第37条【実行委員会】県大会実施にあたっては実行委員会を組織し、県大会実行委員は、会長、副会長、理事長、事務局長、マーチング委員の他、開催地区連盟においてその年ごとに選出してその任務にあたる。

第38条【開催上の細目】その他開催上の細目については静岡県マーチング委員会において決定する。

第39条【改正】この規定は静岡県マーチング委員会において発議し、理事会において出席者の過半数の承認が得られた場合に改訂することができる。